

業 務 委 託 契 約 書 (案)

- 1 業 務 名 県立広島病院一般廃棄物処理業務
- 2 履行場所 広島市南区宇品神田一丁目5番54号 県立広島病院～各処理施設
- 3 履行期間 令和7年4月1日 から
令和10年3月31日 まで
- 4 委 託 料 別紙「委託料・支払内訳書」のとおり
- 5 契約保証金 免除する
- 6 特約事項
 - (1) 本契約は、本契約に係る発注者の令和7年度歳入歳出予算が成立した時をもって効力を生じるものとする。
 - (2) 履行期間にかかわらず令和8年度以降の本契約に係る発注者の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、発注者は契約を解除することができるものとする。
 - (3) 委託料の支払方法及び金額については、別紙「委託料・支払内訳書」のとおりとする。
 - (4) 上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 住所 広島市南区宇品神田一丁目5番54号
氏名 地方独立行政法人広島県立病院機構
県立広島病院長 板本 敏行 印

受注者 住所
氏名

印

別記「委託料・支払内訳書」

1 委託料

業務委託契約書の「4 委託料」は、次の「(1)ア委託料」及び「(2)ア委託料限度額」とする。

(1) 収集運搬及び処分経費（(2) 処分手数料相当額を除く。）

ア 委託料 ￥ _____ ー

イ 年度別内訳

年 度	年度別委託料（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）
令和7年度	￥ _____ ー（￥ _____ ー）
令和8年度	￥ _____ ー（￥ _____ ー）
令和9年度	￥ _____ ー（￥ _____ ー）

(2) 処分手数料相当額

ア 委託料限度額

区分	予定重量	処分手数料（単価）	委託料限度額
可燃ごみ	930,600 kg	¥101ー（10 kg当たり）	¥9,399,060ー

イ 年度別内訳

年 度	年度別委託料限度額
令和7年度	￥ _____ ー
令和8年度	￥ _____ ー
令和9年度	￥ _____ ー

※ 委託料限度額は、消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。

2 支払方法

業務委託契約書の「4 委託料」の支払は月払とし、発注者は、次の(1)に(2)を加算した総額を、同契約書の「4 委託料」として受注者に支払うものとする。

(1) 収集運搬及び処分経費 ((2) 処分手数料相当額を除く。)

各月の支払金額は次のとおりとする。

支払月	支払額 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)
令和 7 年 4 月	¥ _____ - (¥ _____ -)
令和 7 年 5 月から 令和 10 年 3 月の各月	¥ _____ - (¥ _____ -)

(2) 処分手数料相当額

各月の支払金額は、上記「1 (2) ア委託料限度額」の範囲内で、業務実施報告書に記載された一般廃棄物の種類ごとの合計重量 (月計) (小数点第 2 位以下は切り捨てるものとする。) に処分手数料 (単価) を乗じて得た金額 (1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)

3 その他

業務委託契約約款第 28 条第 4 項、同条第 6 項、第 42 条第 1 項第 1 号、第 45 条第 2 項及び第 48 条第 1 項の規定の適用については、「委託料」とあるのは、上記「1 (1) ア委託料及び(2) ア委託料限度額」と読み替えるものとする。